

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、随時
監査の結果を次のとおり公表する。

令和８年８月２４日

南三陸町監査委員 横 山 孝 明

南三陸町監査委員 後 藤 伸太郎

（別紙）

1 はじめに

本監査は、町が施工した土木、建築等の工事について、契約事務等の一連の関係事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 後藤 伸太郎

3 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

4 監査の対象

令和7年度施工工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）に係る書類等

- (1) 令和7年度南三陸町消防団拠点施設等整備工事（林際班・桜葉沢班）
（総務課）
- (2) 令和7年度町内案内看板撤去等工事（企画課）
- (3) 令和7年度南さんりく斎苑火葬炉等修繕工事（農林水産課）
- (4) 衛生センター設備更新等工事（農林水産課）
- (5) 令和7年度弥惣5号橋修繕工事（建設課）
- (6) 令和6年度町道横断1号線道路改良工事（建設課）
- (7) 令和7年度漁港施設機能強化事業ばなな漁港（中山地区）沖防波堤整備工事
（建設課）
- (8) 令和7年度戸倉地区配水管更新工事（2工区）（上下水道事業所）
- (9) 令和7年度歌津中学校屋内運動場屋上防水改修工事（教育委員会事務局）
- (10) 令和6年度南三陸町スポーツ交流村文化交流ホール可動イス改修工事
（教育委員会事務局）

5 監査の評価項目（着眼点）

- (1) 起工から工事完了までの一連の事務処理は、適正に行われているか
- (2) 契約書等関係書類は整備されているか
- (3) 契約の内容は適正か

- (4) 議会の議決を要する契約について、仮契約から本契約までの事務処理は、適正に行われているか
- (5) 変更契約における事務処理は、適正に行われているか

6 監査の実施内容

- (1) 監査の期間 令和8年7月27日から令和8年8月21日まで
- (2) 監査の方法 令和7年度に施工した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）のうちから任意に抽出した監査対象工事（上記4）の関係書類の提出を求め、その提出された書類について、一連の事務手続を調査し、必要に応じ関係職員から疑義事項について聴取した。

7 監査の結果

本監査は、町長部局及び教育委員会部局が実施し、令和7年度中に完成した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）91件のうちから10件を任意に抽出し、実施したものである。

監査の結果、工事の施工に関し必要となる手続及び関係書類の整備については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかし、一部の工事において、不適切な文書処理及び書類の不備が認められた。

なお、監査において確認した指摘事項については、所管する部署の長に対し口頭により伝え、注意を促した。

8 むすび

本監査は、前述のとおり令和7年度工事全体の10%程度の10件について、工事の施工に係る事務手続が適正に行われているか、関係書類を審査し、疑義があるものは関係課のヒアリングを実施したものである。

監査を実施した工事については、おおむね適正に事務処理が行われていた。

しかし、若干ではあるが、事務処理上の文書の取り扱い等、軽微な事項について不備が見受けられたので、事務処理の細部に対しても熟慮し事務執行に当たられるよう、徹底を図られたい。

監査対象以外の工事についても担当課で再確認し、今後の事務処理の適正な執行に努められるよう熱望し、むすびとする。